

～『水土里ネット相談』

土地改良区の様々な悩みにお答えします～

このような悩みがあるときは、
お気軽にご相談ください。



①土地改良区の運営について

総代会の開催はどうすれば良いの
工事発注契約はどうすれば良いの
定款・規約の変更はどうすれば良いの
職員の休暇についてどうすれば良いの など

②賦課金の問題について

相続放棄の場合どうすれば良いの
滞納処分はどうすれば良いの
不納欠損はどうすれば良いの など

③訴訟に関すること 弁護士に相談することができます

土地改良区の土地に不法投棄がある
賦課金徴収で訴えられている など

④会計について 税理士法人に相談することができます

会計細則の改正はどうすれば良いの
決算書類はこれで良いの など

上記以外の内容でも、どこに相談すれば良いかわからない場合や、
こんな相談でも対応してもらえるのだろうか、などお気軽にご相談ください

【定期相談日】毎月第2水曜日

【相談方法】来所またはWeb会議（Zoom利用）

【相談場所】滋賀県土地改良事業団体連合会 3階研修室

【相談時間】1時間程度（開始時刻は、10時30分、13時30分、15時の中からお選び下さい）

【申込方法】申込書をFAX、メールまたは郵送してください

【申込期限】相談希望日の前月の最終開庁日

【決定方法】相談日までに日時等を決定し、電話連絡します

問合せ先：滋賀県土地改良事業団体連合会

受付担当：換地担当 井上

TEL：0748-42-7168

FAX：0748-42-5574

